

主 文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人合山純篤の上告理由について

固定資産評価基準（昭和三八年一二月二五日自治省告示第一五八号）は、前年中に取得された償却資産の評価についてはいわゆる半年分償却法のみを認め、上告人主張に係るいわゆる月割償却法はこれを認めない趣旨と解すべきである。原判決は、これと同旨の判断を示すものと解することができ、右判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はない。また、所論違憲の主張は、いわゆる半年分償却法が前年中に取得された償却資産の評価方法として合理性を欠くことを前提とするものであるところ、そのように解することのできないことは原判決の説示するとおりであるから、所論は、その前提を欠く。論旨は、ひつきよう、独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 高島益郎 裁判官 谷口正孝 角田礼次郎 大内恒夫 佐藤哲郎）

上告代理人合山純篤の上告理由

第一点 原判決は、固定資産税の課税物件である償却資産の評価に関する法令の解釈適用を誤つた違法があり、これは、原判決に影響を及ぼすことが明らかな違法である。

一 地方税法三八八条には、「自治大臣は、固定資産の評価の基準を定めこれを告示しなければならない」旨規定され、これに基づいて固定資産評価基準（昭和三八年一二月二五日自治省告示第一五八号以下評価基準という。）が告示されており、償却資産の評価については、右評価基準の第三章において規定が設けられている。

二 右評価基準においては、前年中に取得された償却資産の評価については、いわゆる半年償却法が定められている（第三章第一節二）。

三 しかし、右評価基準は、半年償却法以外の評価方法をもちいて償却資産の評価をすることを排斥する趣旨ではなく、いわゆる月割償却法をもちいて償却資産の評価をなすことも、納税者が、月割償却法によつて評価をなして申告してきた場合には、これを認容する趣旨に解釈することができるものである。

四 右のように解釈できることの根拠の骨子は左のとおりである。

1 半年償却法よりも、月割償却法の方が、よりきめ細かい評価をすることができるので、より合理的であることはいうまでもないことである。

2 右評価基準を文言の面から検討してみても、第三章第一節一に「償却資産の評価の基本」として評価の基本原則が掲げられている。もし、半年償却法のみを排他的に採用する趣旨なら、わざわざ、月割償却法を述べているように読みとれる右基本原則を冒頭に掲げる必要はないと、いわなければならない。このことは、右評価基準は、月割償却法を排斥する趣旨ではないことを示すものである。

3 地方税法四一四条が設けられている趣旨（この四一四条があるため、ある年度の後半に購入したときは、結果的に月割償却法が採用された形になり、前半に購入したときは半年償却法が適用されるという一貫しない評価方法になつてもやむを得ないと被上告人側は主張するが）からも、右評価基準及びその根拠法規である地方税法は、半年償却法のみを排他的に採用する趣旨ではないことが裏づけられる。

4 課税計算上においても、月割償却法を採用しても、計算が複雑になつて不便になつたりするわけではないことから、右評価基準が月割償却法を排斥する趣旨でないことが裏づけられる。（地方税法四一四条に定めることをチェックするためには、半年償却法による計算のほかに、月割償却法による計算も、二重にしてみなければならなくなるものであることは、被上告人側も認めるところである。また、今日では、計算機も発達しており、右両方法による計算は計算上の手間においては差はない。）

5 月割償却法は、現在では、所得税法や法人税法の分野において、評価方法の常識ともなっているものである。しかるに、右評価基準における半年償却法は、余りに大雑ばであり、不適切であることも、右評価基準が半年償却法のみを採用し、他の方法は排斥する趣旨ではないと解釈できることを示すものである。

今日では、償却資産にも価格が大きな数字になるものも多く、また、企業は、新規開業とか、設備増設とかのときに、償却資産のほとんどを一括して購入する（購入時期がバラバラであるので、資産全体を平均化すると、年度のまん中となるので、半年償却法も合理性があるとの論拠は、現実とはかけはなれた空理である。）ので、半年償却法のような、大雑ばな評価方法によつて、評価されると、これが以後の年度の評価額の基礎にもなることから、納税者の利益を大きく損う場合があることを指摘しなければならない。

6 なお、原判決は「月割償却によつて償却資産の評価を行うことになれば、年度の早い月に償却資産を購入した者が、税額が少なくて済むのであるから、購入者はいきおい、取得時期を遡らせて申告する弊害を生じかねず、評価事務の面においても取得時期の真偽の審査を密にしなければならず、評価事務が煩雑になる」というようなことを半年償却法の根拠の一つであるかのように言うが、このようなことは、半年償却法の根拠とはなりえないことはいうまでもない。

五 しかるに、本件棄却決定は、右評価基準及びこの根拠法たる地方税法の解釈適用を誤

り、右条項は、いわゆる半年償却法のみを採用する趣旨であり、いわゆる月割償却法は、排斥する趣旨であるとの解釈に立脚して判断したものであり、原判決及び一審判決もこの誤った解釈を容認したものであるから、是正されるべきである。

第二点 もし、右評価基準及びその根拠法たる地方税法が、半年償却法という、あまりに大雑ばな評価方法のみを採用する趣旨であり、月割償却法は排斥する趣旨であるとするならば、右評価基準は、憲法二九条（財産権の保障）、憲法八四条（租税法律主義）等に反する違憲のものであり、これを判断の根拠とした本件棄却決定は取消されなければならないものである。

第三点 原判決には、理由不備の違法があると思われる。原判決は、半年償却法でも合理的であるゆえんをさかんに説示するばかりで、前記評価基準は、半年償却法よりももつと合理的な月割償却法（この月割償却法の方が半年償却法よりもよりきめの細かい評価ができることから、より合理的であることは議論の余地もないことである。）を排斥する趣旨であるかどうか、もし、排斥する趣旨ならばその根拠は何かといつたことについては一審判決と同じく判断を示していないからである。